○金融庁厚生労働省告示第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

第四条第二項第一号ヘ及び第八条第二項第五号中「又は前払年金費用」を削る。

○金融庁農林水産省告示第一号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百四条第一項等の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第四号）等の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第一条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を次のように改正する。

第一条中「三月二十八日」を削る。

第二条第一項中「次項に定める」を「自己資本の構成に関する開示事項」に改め、「第三項に定める」を削り、同条第三項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中ホを削り、へをホとし、同号を同項第一号とし、同項第三号ヘ中「第六条第一項第二号及び第五号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第百二十三条第一項」に改め、「自己資本比率告示」の下に「第九十九条」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ⑵中「採用組合」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号イ⑼及びロ⑶中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号イ中「に規定する」を「の規定により」に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）」を「連結財務諸表規則第五条」に改め、「連結の範囲」の下に「（以下「会計連結範囲」という。）」を、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第三条第二項第一号中ホを削り、へをホとし、同項第二号中「自己資本調達手段」の下に「（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第四条を次のように改める。

（半期の開示事項）

第四条　規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第三条の見出し中「連結における事業年度」を「連結会計年度」に改め、同条第一項中「次項に定める」を「自己資本の構成に関する開示事項」に改め、「第三項に定める」を削り、同条第三項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社」を「その他金融機関等（自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって組合の子法人等であるもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中ホを削り、へをホとし、同号を同項第二号とし、同項第四号ヘ中「第十四条第一項第三号及び第六号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号イ⑵中「採用組合」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号イ⑼及びロ⑶中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に、「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号イ中「に規定する」を「の規定により」に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）」を「連結財務諸表規則第五条」に改め、「連結の範囲」の下に「（以下「会計連結範囲」という。）」を、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第三条第二項第一号中ホを削り、へをホとし、同項第二号中「自己資本調達手段」の下に「（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第四条を次のように改める。

（半期の開示事項）

第四条　規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（適用時期）」を付し、附則に次の一条を加える。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁農林水産省告示第一号。次項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。